様式第32の４（第19条の２関係）

【書類名】　手続補足書
（【提出日】　令和　年　月　日）
【あて先】　特許庁長官　殿
【事件の表示】
【出願番号】
【補足をする者】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【代理人】
【住所又は居所】
【氏名又は名称】
【補足対象書類名】
【補足の内容】
【提出物件の目録】
〔備考〕
１　「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあっては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する。
２　「【補足対象書類名】」の欄には、「意見書」のように補足をする書類名を記載する。
３　「【補足の内容】」の欄には、「見本（ひな形）」のように物件名を記載する。
４　その他は、様式第１の備考１、２、15及び16並びに様式第32の備考１、２、６から８まで、10、11、16及び17と同様とする。

（特許法施行規則の一部改正）

第三条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（包括委任状） **第九条の三**　（略） ２　特例法施行規則第六条第四項の規定は、前項の援用に準用する。	（包括委任状） **第九条の三**　（略） ２　特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援用に準用する。この場合において、同規則第七条中「様式第七」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは特例法施行規則様式第七により、それ以外の者のときは特許法施行規則様式第十二の二」と読み替えるものとする。
（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） **第二十七条の五**　（略） ２～17　（略） 18　前項又は特例法施行規則第十九条の二第一項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、訂正した明細書に記載した事項とみなす。 19　（略）	（塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等） **第二十七条の五**　（略） ２～17　（略） 18　前項の規定により提出した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、訂正した明細書に記載した事項とみなす。 19　（略）
（提出書面の省略） **第三十一条**　（略） ２　（略） ３　（略） （削る）	（提出書面の省略） **第三十一条**　（略） ２　（略） ３　特許法第四十六条第一項又は第二項の規定により新たな特許出願をしようとする場合において、もとの実用新案登録出願又は意匠登録出願の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。 ４　（略） ５　特許法第四十六条の二第一項の規定により実用新案登録に基づく特許出願をしようとする場合において、その実用新案登録の願書に添付した図面が変更を要しないものであるときは、その旨を願書に表示してその提出を省略することができる。
第六十七条　特許証の交付を受けた者は、特許証の再交付を請求することができる。	**第六十七条**　特許証をよごし、損じ、または失つたときは、特許証の交付を受けた者は、特許証の再交付を請求することができる。ただし、よごし、または損じた場合は、その特許証を提出しなければならない。

様式第十二の二を次のように改める。

様式第十二の二　削除